

地方公共団体金融機構法第 36 条 第 3 項に基づく説明書類

事業年度 自 令和 4 年 4 月 1 日
(第 15 期) 至 令和 5 年 3 月 31 日

地方公共団体金融機構

目 次

【表紙】

【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	2
3【事業の内容】	4
4【従業員の状況】	8
第2【事業の状況】	9
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	34
3【事業等のリスク】	36
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5【経営上の重要な契約等】	58
第3【設備の状況】	59
1【設備投資等の概要】	59
2【主要な設備の状況】	59
3【設備の新設、除却等の計画】	59
第4【機構の状況】	60
1【出資金等の状況】	60
2【コーポレート・ガバナンスの状況等】	61
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】	61
(2)【役員の状況】	65
(3)【監査の状況】	66
(4)【役員の報酬等】	67
第5【経理の状況】	67
【財務諸表等】	68
(1)【財務諸表】	68
①【貸借対照表】	68
②【損益計算書】	69
③【純資産変動計算書】	70
④【キャッシュ・フロー計算書】	71
⑤【附属明細書】	92
(2)【決算報告書】	96
(3)【主な資産及び負債の内容】	99
(4)【その他】	99
第6【機構の参考情報】	99
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項に基づく説明書類
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 19 条
【事業年度】	第 15 期（自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日）
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長 佐 藤 文 俊
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 市 川 力 弥
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号
【電話番号】	03 - 3539 - 2683
【事務連絡者氏名】	管理部長 市 川 力 弥
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません

【法人情報】

第 1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

（単位：百万円、人）

回次	第 11 期	第 12 期	第 13 期	第 14 期	第 15 期
決算年月	平成 31 年 3 月	令和 2 年 3 月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月	令和 5 年 3 月
経常収益	318,863	289,727	259,923	235,867	217,989
経常利益	139,434	129,063	118,247	110,319	101,776
当期純利益	23,179	25,767	27,388	32,263	36,079
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	295,191	323,896	340,621	368,104	393,946
総資産額	24,589,199	24,346,700	24,857,606	24,834,865	24,556,329
営業活動による キャッシュ・フロー	528,254	△33,493	827,664	△399,361	973
投資活動による キャッシュ・フロー	△10,427	△186,546	△227,710	△327,271	172,875
財務活動による キャッシュ・フロー	△395,144	△93,003	△50,958	△26,308	△30,002
現金及び現金同等物の 期末残高	870,480	557,437	1,106,432	353,491	497,337
職員数	87	84	85	90	88
[外 非常勤職員平均雇用人員数]	[10]	[9]	[9]	[10]	[10]

- （注） 1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。

2【沿革】

当機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、「地方公営企業等金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による「地方公営企業等金融機構法」の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を変更しました。

旧公庫及び当機構の沿革は、それぞれ次のとおりです。

(1) 公営企業金融公庫

年月	事 項
昭和 32 年 6 月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6 月 1 日）
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫の委託に基づく貸付（「受託貸付」）を開始
昭和 41 年 4 月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 9 月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 4 月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度の創設、公営企業健全化基金の設置）
昭和 47 年 6 月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 5 月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）が貸付対象に追加）
昭和 59 年 3 月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 6 月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年 6 月	臨時特別利率制度を創設
平成 9 年 9 月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1 名）を追加、公営企業金融公庫 運営協議会の設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3 年間で廃止））
平成 13 年 4 月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 6 月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度の公庫廃止、資本市場等を活用した仕組み の在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 5 月	行政改革推進法成立
平成 18 年 6 月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定

平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成 19 年 5 月	地方公営企業等金融機構法成立
平成 19 年 6 月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年 10 月	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10 月 1 日)

(2) 地方公共団体金融機構

年月	事 項
平成 20 年 8 月	地方公営企業等金融機構法に基づき「地方公営企業等金融機構」(Japan Finance Organization for Municipal Enterprises) が設立(8 月 1 日)
平成 20 年 10 月	旧公庫の解散に伴い、旧公庫の権利及び義務を承継して業務開始(10 月 1 日)
平成 21 年 6 月	地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴い、「地方公共団体金融機構」へ改組(6 月 1 日)
平成 24 年 2 月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 1 月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制を導入

3【事業の内容】

(1) 当機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

当機構は、主として政府保証のない一般担保が付与されている地方公共団体金融機構債の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

令和4年度貸付額 1兆5,885億円、令和3年度末貸付金残高 23兆3,002億円

令和4年度債券発行額 1兆6,653億円、令和4年度末債券発行残高 19兆6,302億円

(注) 債券発行に係る金額は発行価額ベースです。

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

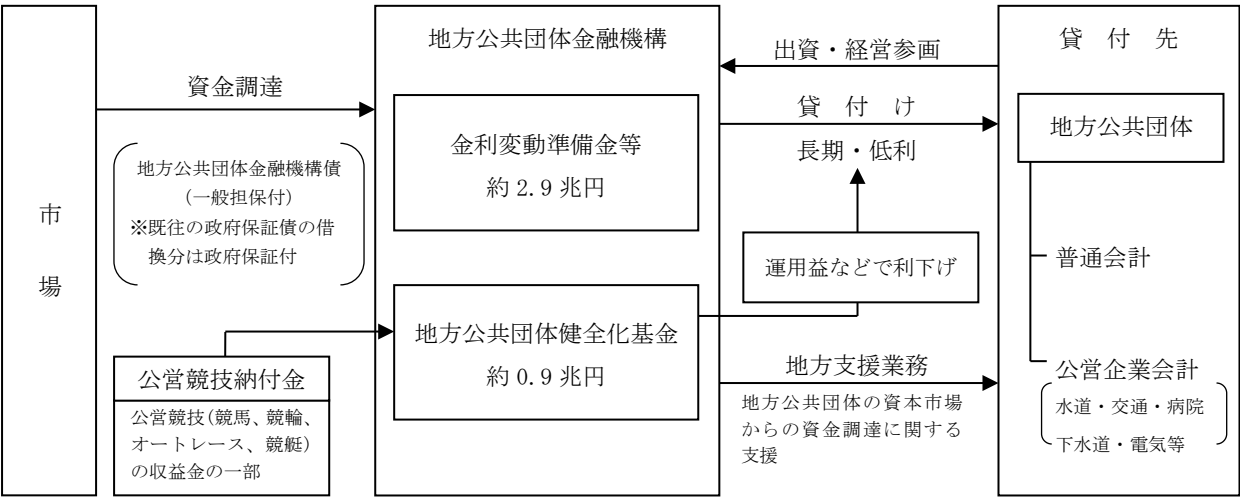
(金利変動準備金等)

当機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券等の借換え時に生じる金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

当機構は、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和4年度末現在)

(2) 業務の概要

①貸付業務

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っております。

(貸付対象)

当機構の貸付先は、地方公共団体です。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組に伴い、従来、主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、貸付対象事業を追加してまいりました。

年度	追加した事業等
平成 21 年度	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度同意債で終了）、一般事業（出資金・貸付金、負担金）
平成 24 年度	学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）、電気事業（太陽光発電）
平成 25 年度	全国防災事業（平成 27 年度同意債で終了）、緊急防災・減災事業
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業（平成 28 年度同意債で終了）
平成 28 年度	一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）
平成 29 年度	公共施設等適正管理推進事業
平成 30 年度	過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）
令和 元 年度	緊急自然災害防止対策事業、過疎対策事業（診療施設）
令和 2 年度	減収補填債、過疎対策事業（全事業）
令和 4 年度	辺地対策事業

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

当機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付は貸付期間等によって、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」、当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫からの委託に基づいて、地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

（貸付利率）

当機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、従来の特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を 0.35% 利下げしたもので（ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります。）、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

（償還期限）

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方公共団体のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業については償還期限を最長で 40 年に延長しております。

（貸付けの審査体制）

当機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、貸付前・貸付時・貸付後に、それぞれ必要な審査を適切に実施しております。

- ・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じて都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

- ・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

- ・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

（公営競技納付金等による利下げ）

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益、当該年度に納付された公営競技納付金及び自己財源を充てております。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

②地方支援業務

当機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担っております。この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しております。具体的には、以下の3つの分野で地方公共団体のニーズに即した支援を提供しております。

（調査研究）

地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元しております。

（人材育成・実務支援）

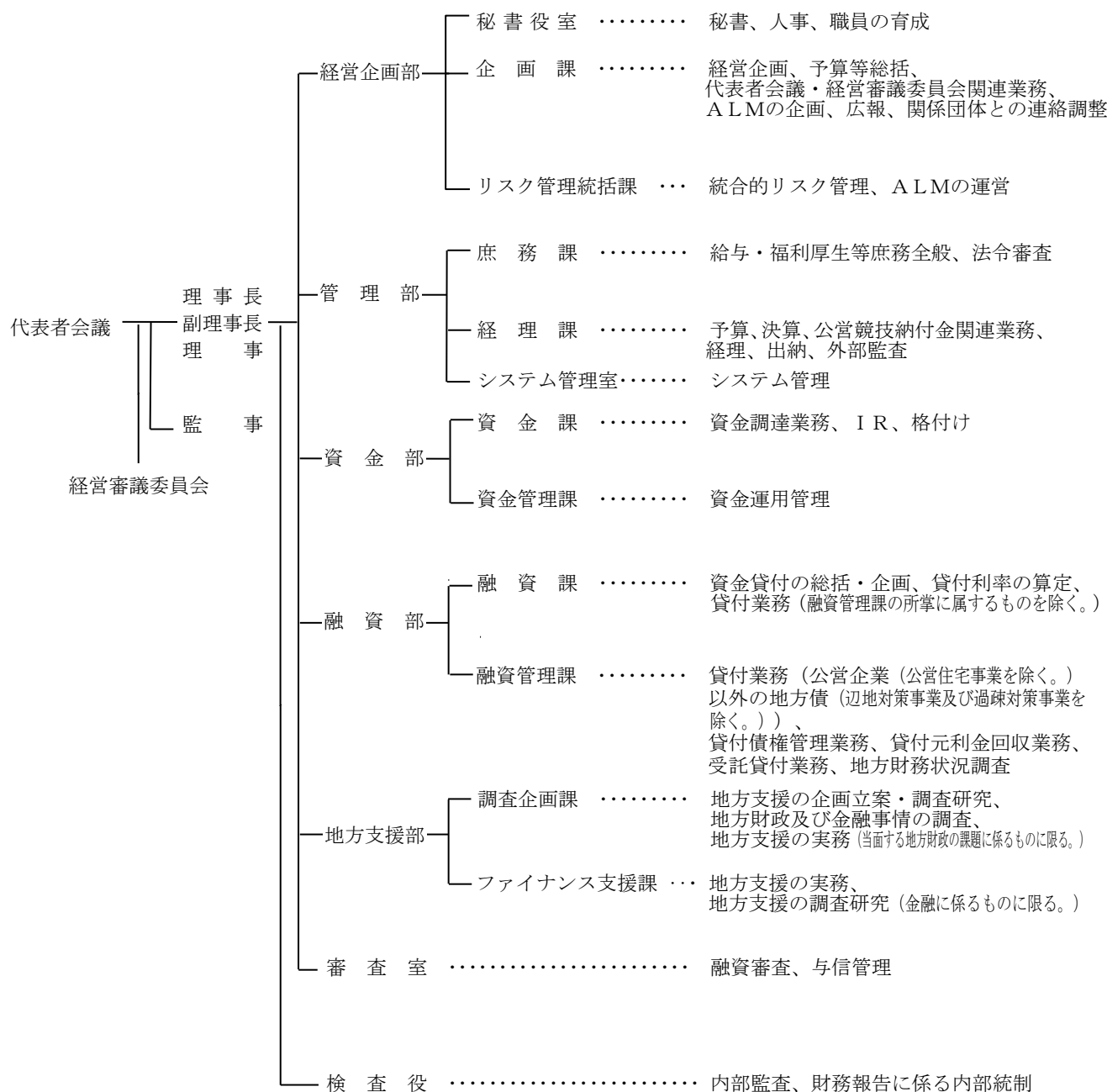
地方公共団体の職員が、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、個別の財政運営における課題や疑問の解決に向け、金融知識や実務経験等を有するアドバイザー等を派遣するなど、きめ細かな支援を提供しております。

（情報発信）

地方公共団体が財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど、積極的に情報発信しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和5年3月31日現在）



4 【従業員の状況】

令和5年3月現在における当機構の職員数は88人（平均年齢38.8歳）、非常勤職員の年間平均人員は10人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える当機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一歩を踏み出していくための経営理念を、次のとおり策定しました（平成30年3月）。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和5年度事業実施方針、令和5年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和5年度事業実施方針

令和5年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、地方債計画に基づく多様な事業への貸付けを通じ、住民生活に密着した事業を支えるとともに、このために必要な資金については、国内外の市場で多様な手法を活用し、低コストで安定的な調達を行うよう努める。

併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

その際、機構が地方共同法人として地方公共団体とともに発展することを目指すという視点の下、首長から実務担当者まで、より多様なチャンネルを通じて対話を行うことにより、機構に対する理解の促進や地方公共団体の政策ニーズの適切な把握・分析に努め、地方の政策ニーズを機構の貸付け及び地方支援業務等に的確に反映するよう取り組む。

また、ESG投資の市場規模が年々拡大し、発行体自身のESGの取組全般に着目する動きが強まっている目下の環境に鑑み、ESG債の発行や地方公共団体への融資を通じたサステイナブルな街づくりへの支援はもとより、その他の事業も含めた機構におけるESGの取組や、事業所における取組、さらにはESGに対する基本姿勢・考え方などを、積極的かつ分かりやすく発信していく。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和5年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、脱炭素化推進事業、緊急自然災害防止対策事業等）や住民生活に密着した公営企業等、更には地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和5年度貸付計画の概要

改正後の令和4年度地方債計画及び令和5年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆5,400億円を計上する（令和4年度貸付計画額1兆6,700億円から1,300億円、7.8%の減。詳細は表1のとおり。なお、令和3年度貸付計画額は2兆5,100億円）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業及び脱炭素化推進事業、「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を「地方債及び一時借入金の資金の貸付け等の条件ほか貸付け等の実施に係る基本的な事項」及び貸付規程において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続の効率化等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和5年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) (C)	増減率 (C) / (B) ×100	【参考】 令和5年度 地方債計画 計上額
一般会計債	公共事業等	393	320	73	22.8	355
	公営住宅事業	122	112	10	8.9	123
	学校教育施設等整備事業	239	65	174	267.7	166
	社会福祉施設整備事業	89	80	9	11.3	89
	一般廃棄物処理事業	112	57	55	96.5	131
	一般事業	61	59	2	3.4	84
	地域活性化事業	99	85	14	16.5	85
	防災対策事業	100	115	▲ 15	▲ 13.0	136
	地方道路等整備事業	256	225	31	13.8	298
	合併特例事業	825	843	▲ 18	▲ 2.1	689
	緊急防災・減災事業	1,204	1,285	▲ 81	▲ 6.3	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	1,685	1,065	620	58.2	1,728
	緊急自然災害防止対策事業	1,025	961	64	6.7	1,007
	脱炭素化推進	17	-	17	皆増	360
	辺地対策事業	18	16	2	12.5	26
	過疎対策事業	676	656	20	3.0	930
	計	6,921	5,944	977	16.4	7,885
臨時財政対策債		1,725	3,834	▲ 2,109	▲ 55.0	1,313
(一般会計債等分 計)		8,646	9,778	▲ 1,132	▲ 11.6	9,198
公営企業債	水道事業(上水道)	1,841	1,935	▲ 94	▲ 4.9	1,931
	水道事業(簡易水道)	70	85	▲ 15	▲ 17.6	74
	交通事業(一般交通)	17	28	▲ 11	▲ 39.3	16
	交通事業(都市高速鉄道)	275	296	▲ 21	▲ 7.1	255
	病院事業	1,044	1,093	▲ 49	▲ 4.5	1,245
	下水道事業	3,237	3,203	34	1.1	3,489
	工業用水道事業	74	79	▲ 5	▲ 6.3	66
	電気事業	58	53	5	9.4	62
	ガス事業	11	14	▲ 3	▲ 21.4	11
	介護サービス事業	20	14	6	42.9	23
	市場事業	71	76	▲ 5	▲ 6.6	21
	と畜場事業	1	2	▲ 1	▲ 50.0	0
	駐車場事業	3	4	▲ 1	▲ 25.0	1
	小計	6,722	6,882	▲ 160	▲ 2.3	7,194
	港湾整備事業	25	24	1	4.2	23
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	7	16	▲ 9	▲ 56.3	4
	小計	32	40	▲ 8	▲ 20.0	27
	計	6,754	6,922	▲ 168	▲ 2.4	7,221
計		15,400	16,700	▲ 1,300	▲ 7.8	16,419 (前年度比 ▲6.0%)

注1) 事業等名は、令和5年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計3億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

Ⅱ 令和5年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

各国の金融政策の動向等により、国内外ともに不安定な市場環境が続いていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きF L I P（Flexible Issuance Program）債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行する。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後のE S G債発行の在り方について、E S G投資の高まりに留意しながら引き続き検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体のSDGsに関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的なIRの実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等のIRを戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信認を確固たるものとするこゝで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じてWeb会議システム等を活用したIRにも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の8月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる1ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和5年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和5年度においては、表2のとおり公募債を1兆1,415億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を5,335億円発行するほか、長期借入を750億円行う予定である。

(2) 政府保証債については、表2のとおり800億円を発行する予定である。

(表2)

令和5年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和5年度	令和4年度
国内債	6,400 億円	6,550 億円
10年債	2,700 億円	2,700 億円
20年債	1,100 億円	1,000 億円
5年債	200 億円	200 億円
30年債	200 億円	200 億円
F L I P 債	2,200 億円	2,450 億円
国外債	3,000 億円	3,000 億円
フレックス枠	2,015 億円	2,400 億円
計	11,415 億円	11,950 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和5年度	令和4年度
地共連引受債	3,000 億円	3,000 億円
10年債	1,500 億円	1,500 億円
20年債	1,500 億円	1,500 億円
地共済引受債	2,335 億円	2,300 億円
10年債	1,040 億円	1,000 億円
20年債	1,295 億円	1,300 億円
計	5,335 億円	5,300 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和5年度	令和4年度
	750 億円	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和5年度	令和4年度
4年債	800 億円	—
計	800 億円	—

※ 令和4年度の発行実績なし。

4 合計

合計	令和5年度	令和4年度
	18,300 億円	18,000 億円
政府保証債除く	17,500 億円	18,000 億円

Ⅲ 令和5年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、引き続き地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和5年度地方支援業務の概要

「調査研究」については、地方財政に関する研究の発展や公営企業の健全な経営に資すること等を目的に研究者に対して研究費を助成する事業を新たに創設するとともに、引き続き国立大学法人政策研究大学院大学と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、教育及び調査研究に関するプロジェクトに中長期的に取り組むほか、地域金融、地方財政、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究に、専門機関等と連携し、それぞれの強みを活かして相乗効果を発揮させながら取り組む。

「人材育成・実務支援」については、総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を、新たな課題に対応するために拡充し、着実に実施するとともに、国における最新の動向や先進事例等を紹介するセミナーを充実させるなど、丁寧できめ細かい支援を実施する。また、地方財政に関する基本的な制度や地方公共団体の政策上の課題等幅広い分野にわたって学びの機会を拡充するとともに、遠隔地や小規模な団体も含めた地方支援業務の効果向上のため、eラーニング等 ICT 技術を積極的に活用する。

「情報発信」については、引き続き、地方公共団体が財政の健全性を確保する上で参考となる情報を積極的に提供する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、新たに地方財政等に関する研究者に対して助成を行い、それらの成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体

の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催を通じて広く地方公共団体等に還元する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施するとともに、指定金融機関に関する最近の実態を把握するため、実態調査を実施する。

③ 地方財政等に関する調査等

地方財政（税制を含む。）に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、引き続き共同で必要な調査研究を実施する。

④ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、地方財政制度の前提となる地方自治制度等の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、共同で調査研究を実施する。

⑤ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

地方公共団体の関心の高いテーマに関する先進事例について、先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら調査研究を実施する。

⑥ 地方財政等に関する研究者に対する助成事業

若手研究者の成長、ひいては地方財政に関する研究の発展を目的として、地方財政に関連する研究に取り組む若手研究者に対して助成を行う。また、公営企業の健全な経営に資することを目的として、公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して助成を行う。

⑦ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート New Octagon における分析内容の充実を図るとともに、地方公共団体の財務情報の活用等による財政分析・財政診断の拡充に向けた検討を進める。

⑧ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、全地方公共団体に対してアンケート調査を実

施するほか、地方財務状況調査の機会を利用して、調査対象団体の実務担当者等との間で直面する財政上の課題やこれに関連した機構に対する要望等について、意見交換（財政状況ヒアリング）を実施する。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、引き続き団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーや、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。実施に当たっては、eラーニングやWeb会議システム等を積極的に活用する。

また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を引き続き実施し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。令和5年度は、アドバイザーを派遣する支援分野について、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）に加え、新たに、地方公共団体のDX及び首長・管理者向けトップセミナーを追加する。

② JFM地方財政セミナー・JFM地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業会計適用拡大など、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

JFM地方公営企業セミナーについては、全国市町村国際文化研究所との共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達、資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とし、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催により、資金調達、運用について基礎から専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施する。

④ eラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供する。

また、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにする。

⑤ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web会議システム等）で講座を実施する。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行う。

⑥ 実務支援

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施する。

(3) 情報発信

地方支援に関する新規事業の実施や拡大に伴い、地方公共団体の活用に必要な情報を提供し、地方支援業務の効率的・円滑な実施につながるよう、地方支援業務のホームページの充実を図る。

また、先進事例検索システムの掲載事例及び財政分析チャート New Octagon の充実を行うほか、金融知識、参考事例、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報を、ホームページや各種広報媒体等を活用して積極的に発信する。

Ⅳ 令和５年度のリスク管理及び内部統制について

１．基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの信認を確固たるものとするため、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

２．リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長４０年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は１０年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ＡＬＭ（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からのＡＬＭを実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ＡＬＭ委員会においてＡＬＭ運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ＡＬＭの内容を適切に経営判断に反映させる。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌１ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークやweb会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和5年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和5年度における組織・体制の整備

高度かつ多様な業務遂行のため、民間の金融実務経験者を積極的に活用するとともに、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図る。

また、機構職員に対してOJT研修や金融関連業務に係る実務研修等を計画的に行い、人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

更に、機構のサーバ等機器の保守期限が令和6年に到来することなどを踏まえ、サーバの二重化を含むシステム更新作業を着実に実施し、業務継続性の確保や業務効率化の一層の推進、情報セキュリティの強化に向けた取組を進める。

(2) 令和5年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和5年度 事業計画

- 1 令和5年度における貸付金は、1,540,000 百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和5年度における貸付回収金は、1,785,547 百万円を予定している。
- 3 令和5年度における資金調達、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,675,000 百万円、長期借入75,000 百万円、政府保証債の発行80,000 百万円、合計1,830,000 百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和5年度における債券償還金は、2,335,910 百万円、長期借入償還金は、86,200 百万円を予定している。
- 5 令和5年度における地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な地方支援業務の実施を予定している。
- 6 令和5年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、2,984 百万円を予定している。

(別紙1)

令和5年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	393
公営住宅事業	122
学校教育施設等整備事業	239
社会福祉施設整備事業	89
一般廃棄物処理事業	112
一般事業	61
地域活性化事業	99
防災対策事業	100
地方道路等整備事業	256
合併特例事業	825
緊急防災・減災事業	1,204
公共施設等適正管理推進事業	1,685
緊急自然災害防止対策事業	1,025
脱炭素化推進事業	17
辺地対策事業	18
過疎対策事業	676
計	6,921
公営企業債	
水道事業（上水道）	1,841
水道事業（簡易水道）	70
交通事業（一般交通）	17
交通事業（都市高速鉄道）	275
病院事業	1,044
下水道事業	3,237
工業用水道事業	74
電気事業	58
ガス事業	11
介護サービス事業	20
市場事業	71
と畜場事業	1
駐車場事業	3
港湾整備事業	25
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	7
計	6,754
臨時財政対策債	1,725
合 計	15,400

(注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

(別紙2)

令和5年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和5年度
国内債	6,400 億円
10 年債	2,700 億円
20 年債	1,100 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
F L I P 債	2,200 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	2,015 億円
計	11,415 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和5年度
地共連引受債	3,000 億円
10 年債	1,500 億円
20 年債	1,500 億円
地共済引受債	2,335 億円
10 年債	1,040 億円
20 年債	1,295 億円
計	5,335 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和5年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債権の種類	令和5年度
4 年債	800 億円

4 合計

合 計	令和5年度
	18,300 億円
政府保証債除く	17,500 億円

令和5年度 予算

令和5年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,267,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和5年度 予定損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	202,611
資金運用収益	191,635
貸付金利息	191,561
有価証券利息及び預け金利息	0
その他の受入利息	74
役務取引等収益	66
その他経常収益	10,910
地方公共団体健全化基金受入額	10,900
その他の経常収益	10
経常費用	119,231
資金調達費用	110,270
債券利息	109,315
借入金利息	955
役務取引等費用	260
その他業務費用	2,495
営業経費	6,206
人件費	1,010
業務費	3,243
その他の営業経費	1,953
経常利益	83,380
特別利益	152,552
公庫債権金利変動準備金取崩額	150,012
利差補てん積立金取崩額	2,540
特別損失	207,065
公庫債権金利変動準備金繰入額	57,052
国庫納付金	150,012
当期純利益	28,867

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和5年度 予定貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	23,043,460	債券	19,057,913
有価証券及び現金預け金	858,908	借入金	510,300
金融商品等差入担保金	3,090	金融商品等受入担保金	183,617
その他資産	5,319	その他負債	4,372
有形固定資産及び無形固定資産	7,188	地方公共団体健全化基金	923,974
		基本地方公共団体健全化基金	923,974
		特別法上の準備金等	2,811,925
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	608,507
		利差補てん積立金	3,418
		負債の部合計	23,492,100
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	362,145
		一般勘定積立金	362,145
		評価・換算差額等	△ 10,692
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	425,864
資産の部合計	23,917,964	負債及び純資産の部合計	23,917,964

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

令和5年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,232,088
貸付金	1,540,000
債券償還金	2,335,910
長期借入償還金	86,200
事業損金	117,114
事務費	4,868
支払利息	109,215
債券発行費	2,690
元利金支払手数料	286
借入金費用	55
固定資産取得費	2,852
国庫納付金	150,012
資金収入合計	3,818,366
貸付回収金	1,785,547
地方公共団体金融機構債券	1,755,000
借入金	75,000
事業益金	191,713
公営競技納付金	10,900
雑収入	206
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△ 413,722
前期末現金預け金等	1,272,630
期末現金預け金等	858,908

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和5年度～令和7年度)

(単位：億円)

科 目	5年度計画	6年度計画	7年度計画
経 常 収 益	2,030	1,960	1,930
経 常 費 用	1,190	1,220	1,280
経 常 利 益	830	740	650
特 別 損 益	△ 550	△ 460	△ 380
当 期 純 利 益	290	280	270

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、
変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

1. ガバナンス

・サステナビリティに関する取組姿勢

JFMでは、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（p9参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務においてESG（環境・社会・ガバナンス）の観点をより意識するとともに、情報開示の充実にも取り組んでまいります。

・実施体制

JFMでは、サステナビリティに関する取組みの推進のため、2023年4月に「サステナビリティ委員会」を新設しました。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行ってまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

2. リスク管理

JFMでは、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

3. 戦略

・人的資本に関する取組

JFMでは、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員ひとりひとりが能力を最大限発揮することができるための職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組みを推進してまいります。

・気候変動への対応

JFMでは、グリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組めます。具体的な取組内容については、サステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

4. 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和4年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	33.3% (令和4年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 33.3% (令和4年4月時点)
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	67.9% (令和4年1月1日～12月31日)
電気使用量の削減等のGHG排出 を削減する取組みの推進	—	(参考) 令和4年度電気使用量：101,602.9kwh
グリーンボンド等の継続発行	—	(直近の状況) 令和2年2月 5億ユーロ 令和3年2月 5億ユーロ 令和4年1月 7.5億米ドル 令和5年2月 5億ユーロ

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

①貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制において原則としてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

当機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で 23 兆 3,002 億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の 0.04%未満の 74 億円となっております。

また、貸付残高のうち 0.04%未満の 71 億円は、旧公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。当機構は「銀行法」（昭和 56 年法律第 59 号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成 10 年法律第 132 号。以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

②市場取引に係る信用リスク

当機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
 - ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理指標を設定しております。
 - ・ この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。
- また、資金調達においては、その時々々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ 一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、「地方公共団体金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。以下「法」という。）附則第 14 条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・ 地方交付税の総額確保のため、令和 5 年度に 1,000 億円
- ・ 森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円
- ・ 上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内

(参考) 令和 5 年 3 月 31 日現在

一般勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	7.64 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	7.42 年
	・ デュレーションギャップ	0.22 年（前年同期比△0.10 年）
管理勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	4.17 年
	・ 負債（債券）デュレーション	3.14 年
	・ デュレーションギャップ	1.03 年（前年同期比+0.13 年）
機構全体	・ 資産（貸付）デュレーション	6.99 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	6.56 年
	・ デュレーションギャップ	0.43 年（前年同期比△0.09 年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

当機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

当機構は、債券発行に伴う元金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、当機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

当機構は、運用と調達の間隔の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなること、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

①事務リスク

当機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、当機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

②システムリスク

当機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

③その他のリスク

上記リスクのほか、当機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

当機構は、地震・火災・風水害等により、当機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、当機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要と、公営競技納付金の概況は、次のとおりです。

①貸付業務

(地方債計画の概要)

令和4年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急的に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、令和4年度国の補正予算（第2号）に追加計上された補正予算債等を円滑に執行するため、令和4年12月27日に改正されました。

その結果、令和4年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆6,243億円とされ、そのうち一般会計債は5兆7,844億円、公営企業債は2兆8,002億円、臨時財政対策債は1兆7,805億円、補正予算債は1兆1,792億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、1兆8,162億円が計上されました。

(貸付計画)

令和4年度の貸付計画は、1兆6,700億円といたしました。

(貸付けの概況)

当事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

- ・ 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、12,694件、1兆5,885億62百万円の貸付けを行いました。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、62.8%を占めております。

同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

- ・ 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

- ・ 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、31億47百万円の貸付けを行いました。

(元金回収及び貸付残高の状況)

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。当事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金458,969件、1兆8,177億47百万円、利息522,929件、2,006億28百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金294件、214億34百万円を収納しました。

繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

当事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は252,148件、23兆3,002億円で、その事業別残高は46ページの表のとおりです。

また、当事業年度末における受託貸付残高は17,055件、2,298億70百万円です。

令和4年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	令和4年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	4,912	361	10,632
2 公営住宅建設事業	1,090	362	123	605
3 災害復旧事業	2,208	2,208	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	1,693	347	1,667
(1) 学校教育施設等	1,454	800	146	508
(2) 社会福祉施設	367	72	91	204
(3) 一般廃棄物処理	807	559	110	138
(4) 一般補助施設等	542	262	0	280
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	28,013	926	6,185	20,902
(1) 一般	2,411	0	82	2,329
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
(5) 旧合併特例	5,500	0	803	4,697
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	5,220	100	2,088	3,032
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6 辺地及び過疎対策事業	5,766	5,010	750	6
(1) 辺地対策	534	518	16	0
(2) 過疎対策	5,232	4,492	734	6
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	57,834	15,111	7,766	34,957
二 公営企業債				
1 水道事業	6,403	2,904	2,424	1,075
2 工業用水道事業	350	0	90	260
3 交通事業	2,001	153	401	1,447
4 電気事業・ガス事業	288	0	74	214
5 港湾整備事業	689	209	29	451
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	755	1,313	2,125
7 市場事業・と畜場事業	434	0	37	397
8 地域開発事業	840	0	0	840
9 下水道事業	12,721	4,720	3,467	4,534
10 観光その他事業	78	0	4	74
計	27,997	8,741	7,839	11,417
合計	85,831	23,852	15,605	46,374
三 臨時財政対策債	17,805	4,095	2,350	11,360
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	11,792	5,950	204	5,638
総計	116,228	33,897	18,159	64,172

令和4年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	令和4年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	8	6	2
災 害 復 旧 事 業	1	1	0
一 般 単 独 事 業	1	0	1
計	10	7	3
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	5	5	0
計	5	5	0
総 計	15	12	3

令和4年度地方債計画資金区分（改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項 目	令和4年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,905	4,912	361	10,632
2 営住宅建設事業	1,098	368	125	605
3 災害復旧事業	2,209	2,209	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,707	1,693	347	1,667
(1) 学校教育施設等	1,454	800	146	508
(2) 社会福祉施設	367	72	91	204
(3) 一般廃棄物処理	807	559	110	138
(4) 一般補助施設等	542	262	0	280
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	28,014	926	6,186	20,902
(1) 一般	2,412	0	83	2,329
(2) 地域活性化	690	0	86	604
(3) 防災対策	871	126	138	607
(4) 地方道路等	3,221	0	303	2,918
(5) 旧合併特例	5,500	0	803	4,697
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	5,220	100	2,088	3,032
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
6 辺地及び過疎対策事業	5,766	5,010	750	6
(1) 辺地対策	534	518	16	0
(2) 過疎対策	5,232	4,492	734	6
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調整	100	0	0	100
計	57,844	15,118	7,769	34,957
二 営企業債				
1 水道事業	6,408	2,909	2,424	1,075
2 工業用水道事業	350	0	90	260
3 交通事業	2,001	153	401	1,447
4 電気事業・ガス事業	288	0	74	214
5 港湾整備事業	689	209	29	451
6 病院事業・介護サービス事業	4,193	755	1,313	2,125
7 市場事業・と畜場事業	434	0	37	397
8 地域開発事業	840	0	0	840
9 下水道事業	12,721	4,720	3,467	4,534
10 観光その他事業	78	0	4	74
計	28,002	8,746	7,839	11,417
合 計	85,846	23,864	15,608	46,374
三 臨時財政対策債	17,805	4,095	2,350	11,360
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	11,792	5,950	204	5,638
総 計	116,243	33,909	18,162	64,172

令和4年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	貸付計画額	貸付額	構成比
一般会計債			
公共事業等	32,015	43,316	2.7
公営住宅事業	11,234	10,992	0.7
学校教育施設等整備事業	6,622	15,477	1.0
社会福祉施設整備事業	7,973	7,264	0.5
一般廃棄物処理事業	5,691	8,143	0.5
一般補助施設整備等事業	0	385	0.0
一般事業	5,845	5,314	0.3
地域活性化事業	8,521	12,481	0.8
防災対策事業	11,574	11,667	0.7
地方道路等整備事業	22,462	22,722	1.4
合併特例事業	84,303	79,163	5.0
緊急防災・減災事業	128,467	122,739	7.7
公共施設等適正管理推進事業	106,481	128,604	8.1
緊急自然災害防止対策事業	96,048	125,378	7.9
辺地対策事業	1,600	65	0.0
過疎対策事業	65,587	61,927	3.9
計	594,423	655,636	41.3
臨時財政対策債	383,437	283,819	17.9
(一般会計債等分計)	977,859	939,455	59.1
公営企業債			
水道事業(上水道)	193,557	176,038	11.1
(簡易水道)	8,537	6,242	0.4
交通事業(一般交通)	2,719	2,388	0.2
(都市高速鉄道)	29,580	37,668	2.4
病院事業	109,232	102,077	6.4
下水道事業	320,357	299,733	18.9
工業用水道事業	7,929	6,470	0.4
電気事業	5,282	4,086	0.3
ガス事業	1,402	860	0.1
介護サービス事業	1,424	1,750	0.1
市場事業	7,612	6,748	0.4
と畜場事業	167	130	0.0
駐車場事業	381	177	0.0
小計	688,181	644,367	40.6
港湾整備事業	2,390	2,207	0.1
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	1,570	2,533	0.2
小計	3,960	4,740	0.3
計	692,141	649,107	40.9
合計	1,670,000	1,588,562	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和4年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区分	令和4年度貸付額	
	金額	構成比
都道府県	278,473	17.5
政令指定都市	99,105	6.2
市及び特別区	998,182	62.8
町村	173,075	10.9
企業団・組合等	39,727	2.5
計	1,588,562	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和4年度貸付金回収状況

(単位：件、百万円)

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	458,846	1,813,930	522,806	200,455
公社貸付	123	3,817	123	172
計	458,969	1,817,747	522,929	200,628
長期貸付繰上償還				
一般貸付	294	21,434	68	4
公社貸付	-	-	-	-
計	294	21,434	68	4
同意(許可)前貸付償還	-	-	-	-
短期貸付償還	-	-	-	-
計	459,263	1,839,180	522,997	200,632

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和４年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	金額	構成比	事業名	金額	構成比
公共事業等	519,483	2.2	水道事業	2,969,858	12.8
公営住宅事業	195,513	0.8	一般交通事業	14,848	0.1
全国防災事業	102,038	0.4	都市高速鉄道事業	697,961	3.0
学校教育施設等整備事業	97,044	0.4	病院事業	1,152,301	5.0
社会福祉施設整備事業	110,706	0.5	下水道事業	6,640,851	28.5
一般廃棄物処理事業	56,319	0.2	工業用水道事業	147,886	0.6
一般事業	80,654	0.4	電気事業	47,967	0.2
臨時河川等整備事業	9,434	0.0	ガス事業	18,065	0.1
臨時高等学校整備事業	5,220	0.0	港湾整備事業	35,218	0.2
臨時地方道整備事業	260,923	1.1	介護サービス事業	17,777	0.1
地域活性化事業	90,178	0.4	市場事業	107,012	0.5
防災対策事業	169,666	0.7	と畜場事業	6,397	0.0
地方道路等整備事業	460,490	2.0	観光施設事業	4,232	0.0
合併特例事業	1,085,652	4.7	駐車場事業	8,800	0.0
緊急防災・減災事業	835,973	3.6	産業廃棄物処理事業	46	0.0
公共施設最適化事業	18,202	0.1	一般貸付計	23,293,116	100.0
公共施設等適正管理推進事業	394,437	1.7	道路公社	7,085	0.0
緊急自然災害防止対策事業	277,428	1.2	公社貸付計	7,085	0.0
辺地対策事業	65	0.0	合 計	23,300,200	100.0
過疎対策事業	162,893	0.7			
一般補助施設整備等事業	5,825	0.0			
臨時財政対策債	5,962,785	25.6			
減収補填債	522,968	2.2			

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

令和４年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	286	490,551	5,531	663,006	8,900	224,933	278	24,174	-	-	14,995	1,402,663
青森	168	29,384	2,178	271,190	1,475	52,259	118	17,200	-	-	3,939	370,033
岩手	237	57,120	2,706	248,521	912	34,906	220	19,440	-	-	4,075	359,987
宮城	280	105,522	4,492	365,341	2,646	55,742	125	8,350	-	-	7,543	534,955
秋田	194	29,233	4,434	283,434	983	8,880	9	1,608	-	-	5,620	323,156
山形	199	77,211	2,788	172,605	1,886	34,050	173	9,449	-	-	5,046	293,314
福島	370	95,127	3,648	235,468	3,082	56,291	164	14,920	-	-	7,264	401,806
茨城	469	138,138	7,192	484,965	1,445	41,322	274	29,486	-	-	9,380	693,910
栃木	246	74,373	3,198	241,729	957	34,277	20	2,440	-	-	4,421	352,819
群馬	177	32,522	3,261	215,390	1,718	32,465	237	23,892	-	-	5,393	304,268
埼玉	236	304,867	6,887	722,928	1,956	61,814	332	18,155	-	-	9,411	1,107,764
千葉	346	172,344	5,478	740,823	916	27,982	552	40,158	3	323	7,295	981,630
東京	77	80,097	2,263	305,258	164	4,687	33	13,596	-	-	2,537	403,638
神奈川	178	234,953	3,360	771,883	1,372	52,897	49	20,426	-	-	4,959	1,080,158
新潟	247	54,618	7,426	374,868	920	15,427	236	21,587	-	-	8,829	466,500
富山	225	29,535	3,391	267,283	569	19,318	151	12,245	-	-	4,336	328,381
石川	112	24,685	2,744	165,245	1,262	44,650	32	2,709	-	-	4,150	237,288
福井	174	24,153	2,179	166,965	709	9,428	59	2,950	-	-	3,121	203,496
山梨	124	25,231	2,578	105,477	894	16,193	116	3,527	-	-	3,712	150,427
長野	286	44,367	4,000	242,046	3,079	53,913	177	11,041	-	-	7,542	351,367
岐阜	221	159,435	4,244	212,762	1,379	43,870	13	976	-	-	5,857	417,043
静岡	265	38,976	4,978	395,136	864	29,276	71	7,186	1	10	6,179	470,584
愛知	186	277,662	5,260	606,240	904	26,094	67	2,191	13	3,788	6,430	915,975
三重	377	154,624	3,904	317,683	1,094	29,429	29	3,650	-	-	5,404	505,387
滋賀	183	76,577	3,834	227,810	599	14,605	179	6,877	-	-	4,795	325,869
京都	174	37,365	3,730	456,825	1,178	29,841	38	6,173	-	-	5,120	530,203
大阪	65	243,585	6,347	1,231,452	993	39,625	466	72,157	-	-	7,871	1,586,819
兵庫	290	466,501	8,212	953,889	2,230	86,300	396	40,514	4	140	11,132	1,547,344
奈良	235	90,028	2,469	203,880	2,161	74,271	88	4,060	-	-	4,953	372,239
和歌山	120	52,657	1,865	240,039	1,838	70,897	105	6,757	-	-	3,928	370,350
鳥取	336	94,160	1,227	114,265	1,871	42,539	30	1,640	-	-	3,464	252,605
島根	285	93,275	2,736	184,558	347	8,362	73	4,092	-	-	3,441	290,287
岡山	179	81,151	4,386	288,939	1,257	25,315	82	8,663	-	-	5,904	404,067
広島	458	201,099	4,058	407,026	989	30,904	20	2,779	11	1,630	5,536	643,438
山口	395	56,407	4,117	258,504	635	11,738	62	2,686	-	-	5,209	329,335
徳島	184	44,130	1,553	125,808	872	30,772	4	183	-	-	2,613	200,892
香川	153	24,097	1,795	121,861	751	23,790	539	20,008	-	-	3,238	189,756
愛媛	62	30,377	2,238	186,605	761	27,156	17	582	-	-	3,078	244,721
高知	168	90,170	1,958	145,830	1,033	30,356	15	6,279	-	-	3,174	272,634
福岡	92	182,479	5,566	823,682	2,357	106,589	358	24,187	10	1,193	8,383	1,138,130
佐賀	69	36,050	1,642	156,843	647	29,071	144	8,253	-	-	2,502	230,218
長崎	134	55,824	2,715	255,692	785	20,852	13	1,988	-	-	3,647	334,357
熊本	157	88,729	2,719	188,769	1,887	54,630	74	22,404	-	-	4,837	354,532
大分	75	28,331	2,379	138,856	216	7,204	-	-	-	-	2,670	174,391
宮崎	123	66,138	1,993	151,087	755	21,635	17	404	-	-	2,888	239,264
鹿児島	179	133,522	2,331	161,557	972	28,949	14	948	-	-	3,496	324,977
沖縄	208	87,945	1,633	163,673	942	32,840	48	2,765	-	-	2,831	287,224
合 計	10,004	5,115,321	169,623	15,763,698	66,162	1,858,342	6,317	555,755	42	7,085	252,148	23,300,200

- (注) １．東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(308件、55,250百万円)を含みます。
 ２．単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

②地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施しました。

（調査研究）

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施しました。調査研究事業については、その成果をフォーラムなどにより地方公共団体等に還元しました。

また、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究を実施しました。

（人材育成・実務支援）

総務省との共同事業として、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用及び公共施設等総合管理計画の見直し・実行の4つの支援分野に対し、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、約720件の申請を受け、1,900回を超える派遣を実施しました。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象にそれぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、約3年ぶりに集合研修で実施しました。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施し、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供しました。さらに、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにしました。eラーニングについては、全講義の合計でのべ約8,000人の受講申込みを受けました。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及びWeb会議システムの方法により42件実施しました。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援は、電話、メール、講師派遣及びWeb会議システム等の方法により58件実施しました。

（情報発信）

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、利活用促進のために、New Octagonの活用を含む財政分析に関するeラーニングコンテンツを開発しました。また、先進事例検索システムについては、地方公務員の働き方改革など新たな出典も含め、総務省等において公表された事例を258件追加するなど充実を図りました。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供しました。

③資金調達業務

令和4年度の資金調達総額は1兆7,923億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。そのうち、市場公募による非政府保証債の内訳は、地方公共団体金融機構10年債3,100億円、同20年債1,300億円、同5年債320億円、同30年債200億円、FLIP債（※1）3,730億円、MTNプログラム（※2）2,703億円（額面ベースでは2,712億円（ともに円換算後））です。

また、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額は10年債2,500億円、20年債2,800億円です。

その他、長期借入による調達を1,270億円行いました。

この結果、令和4年度末における機構債券の発行残高（※3）は、19兆6,302億円、借入金の借入残高は長期借入金5,265億円となりました。

なお、令和4年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）億円未満切り捨てで表示しております。

※1 FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTN プログラム

MTN プログラムとは、Medium Term Notes プログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTN プログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

※3 機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しております。

令和4年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第155回	10年	300	0.304	100	R4.4.21	R14.4.28
第156回	10年	300	0.299	100	R4.5.24	R14.5.28
第157回	10年	300	0.314	100	R4.6.20	R14.6.28
第158回	10年	250	0.364	100	R4.7.22	R14.7.28
第159回	10年	250	0.295	100	R4.8.19	R14.8.27
第160回	10年	250	0.384	100	R4.9.20	R14.9.28
第161回	10年	260	0.449	100	R4.10.21	R14.10.28
第162回	10年	260	0.449	100	R4.11.17	R14.11.26
第163回	10年	240	0.554	100	R4.12.20	R14.12.28
第164回	10年	250	0.804	100	R5.1.23	R15.1.28
第165回	10年	200	0.740	100	R5.2.20	R15.2.28
第166回	10年	240	0.750	100	R5.3.20	R15.3.28
第97回	20年	150	0.772	100	R4.4.21	R24.4.28
第98回	20年	200	0.796	100	R4.6.20	R24.6.27
第99回	20年	200	0.944	100	R4.7.22	R24.7.28
第100回	20年	150	0.947	100	R4.9.20	R24.9.26
第101回	20年	180	1.114	100	R4.10.21	R24.10.28
第102回	20年	180	1.172	100	R4.12.20	R24.12.26
第103回	20年	240	1.433	100	R5.1.23	R25.1.28
第31回	5年	130	0.115	100	R4.7.22	R9.7.28
第32回	5年	190	0.249	100	R4.12.20	R9.12.28
第15回	30年	100	1.055	100	R4.4.21	R34.4.26
第16回	30年	100	1.467	100	R4.10.21	R34.10.28
F670回	5年	200	0.085	100	R4.4.26	R9.5.26
F671回	9年	200	0.293	100	R4.4.26	R13.3.20
F672回	11年	30	0.328	100	R4.4.26	R15.2.25
F673回	13年	30	0.430	100	R4.4.26	R17.3.26
F674回	7年	100	0.218	100	R4.4.27	R11.4.26
F675回	9年	30	0.292	100	R4.4.27	R13.10.27
F676回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.25
F677回	11年	30	0.328	100	R4.4.27	R14.11.26
F678回	21年	30	0.808	100	R4.4.27	R25.4.27
F679回	11年	30	0.340	100	R4.4.28	R14.11.26

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F680 回	13 年	30	0.449	100	R4. 4. 28	R17. 3. 28
F681回	19年	30	0.752	100	R4. 4. 28	R23. 4. 26
F682回	9年	60	0.273	100	R4. 5. 31	R13. 5. 29
F683回	19年	30	0.721	100	R4. 5. 31	R23. 5. 30
F684回	5年	50	0.116	100	R4. 6. 24	R9. 8. 24
F685回	14年	60	0.672	100	R4. 6. 24	R18. 12. 24
F686回	15年	30	0.711	100	R4. 6. 24	R19. 12. 24
F687回	12年	30	0.525	100	R4. 7. 27	R17. 1. 26
F688回	15年	40	0.669	100	R4. 7. 27	R19. 7. 24
F689回	15年	40	0.669	100	R4. 7. 27	R19. 7. 27
F690回	8年	60	0.313	100	R4. 7. 28	R12. 7. 26
F691回	15年	30	0.679	100	R4. 7. 28	R19. 7. 28
F692回	19年	30	0.911	100	R4. 7. 28	R24. 1. 28
F693回	7年	60	0.279	100	R4. 9. 27	R11. 9. 27
F694回	5年	50	0.180	100	R4. 9. 29	R9. 11. 29
F695回	7年	200	0.305	100	R4. 9. 29	R11. 9. 27
F696回	6年	30	0.249	100	R4. 10. 26	R10. 10. 25
F697回	7年	200	0.353	100	R4. 10. 26	R11. 9. 26
F698回	11年	30	0.592	100	R4. 10. 26	R15. 5. 26
F699回	6年	30	0.264	100	R4. 10. 27	R10. 10. 26
F700回	9年	100	0.449	100	R4. 10. 27	R13. 10. 27
F701回	12年	30	0.762	100	R4. 10. 27	R17. 3. 27
F702回	15年	30	0.905	100	R4. 10. 27	R19. 10. 27
F703回	6年	30	0.298	100	R4. 10. 28	R10. 10. 27
F704回	8年	30	0.442	100	R4. 10. 28	R12. 6. 20
F705回	11年	30	0.714	100	R4. 10. 28	R16. 3. 23
F706回	11年	30	0.714	100	R4. 10. 28	R16. 3. 24
F707回	11年	30	0.714	100	R4. 10. 28	R16. 3. 27
F708回	3年	50	0.048	100	R4. 11. 24	R7. 6. 24
F709回	8年	40	0.365	100	R4. 11. 24	R12. 11. 22
F710回	15年	30	0.891	100	R4. 11. 24	R19. 11. 24
F711回	8年	30	0.362	100	R4. 11. 25	R13. 3. 25
F712回	11年	30	0.553	100	R4. 11. 25	R15. 6. 24
F713回	7年	40	0.286	100	R4. 11. 28	R11. 11. 28
F714回	9年	40	0.393	100	R4. 11. 28	R13. 11. 27
F715回	11年	30	0.627	100	R4. 11. 28	R16. 3. 27

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F716回	5年	50	0.253	100	R4.12.22	R10.2.22
F717回	9年	100	0.533	100	R4.12.22	R13.12.22
F718回	15年	35	0.919	100	R4.12.22	R19.12.22
F719回	7年	200	0.568	100	R5.2.24	R11.12.24
F720回	15年	55	1.137	100	R5.2.24	R20.2.24
F721回	19年	30	1.347	100	R5.2.24	R24.6.24
F722回	20年	30	1.371	100	R5.2.24	R25.2.24
F723回	30年	30	1.579	100	R5.2.24	R35.3.24
F724回	3年	200	0.100	100	R5.2.27	R8.2.25
F725回	3年	240	0.100	100	R5.2.27	R8.2.26
F726回	6年	30	0.465	100	R5.2.27	R11.2.27
F727回	7年	50	0.562	100	R5.2.27	R12.2.27
F728回	9年	30	0.744	100	R5.2.27	R14.2.26
F729回	19年	30	1.353	100	R5.2.27	R24.2.27
F730回	20年	45	1.095	100	R5.3.23	R25.3.23
F731回	5年	50	0.281	100	R5.3.31	R10.5.30
F732回	20年	35	1.196	100	R5.3.24	R25.3.24
F733回	20年	60	1.161	100	R5.3.27	R25.3.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第 93 回	5年	ユーロ	36	2.229	100	R4.7.5	R9.7.5
第 94 回	3年	豪ドル	53	3.600	99.99	R4.7.25	R7.7.24
第 95 回	6年	ユーロ	35	1.957	100	R4.7.26	R10.7.26
第 96 回	5年	ユーロ	1,734	2.375	99.544	R4.9.8	R9.9.8
第 97 回	5年	米ドル	24	3.720	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第 98 回	5年	豪ドル	53	4.180	99.99	R4.9.28	R9.9.28
第 99 回	5年	米ドル	37	SOFR+73bp	100	R4.10.26	R9.10.26
第 100 回	5年	豪ドル	19	3.750	99.99	R5.2.2	R10.1.20
第 101 回	5年	ユーロ	711	3.375	99.810	R5.2.22	R10.2.22

※ 円換算後の発行額（発行価額ベース）は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第147回	10年	200	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
A号第148回	10年	150	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
A号第149回	10年	150	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
A号第150回	10年	100	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
A号第151回	10年	150	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
A号第152回	10年	100	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
A号第153回	10年	100	0.479	100	R4.10.24	R14.10.22
A号第154回	10年	100	0.479	100	R4.11.18	R14.11.18
A号第155回	10年	100	0.584	100	R4.12.20	R14.12.20
A号第156回	10年	100	0.834	100	R5.1.24	R15.1.24
A号第157回	10年	150	0.770	100	R5.2.21	R15.2.21
A号第158回	10年	100	0.780	100	R5.3.27	R15.3.25
B号第78回	10年	55	0.334	100	R4.4.22	R14.4.22
B号第79回	10年	50	0.329	100	R4.5.25	R14.5.25
B号第80回	10年	75	0.344	100	R4.6.21	R14.6.21
B号第81回	10年	150	0.394	100	R4.7.25	R14.7.23
B号第82回	10年	105	0.325	100	R4.8.22	R14.8.20
B号第83回	10年	70	0.414	100	R4.9.22	R14.9.17
B号第84回	10年	55	0.479	100	R4.10.24	R14.10.22
B号第85回	10年	75	0.479	100	R4.11.18	R14.11.18
B号第86回	10年	70	0.584	100	R4.12.20	R14.12.20
B号第87回	10年	145	0.834	100	R5.1.24	R15.1.24
B号第88回	10年	80	0.770	100	R5.2.21	R15.2.21
B号第89回	10年	70	0.780	100	R5.3.27	R15.3.25
C号第78回	20年	85	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
C号第79回	20年	70	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23
C号第80回	20年	100	0.816	100	R4.6.21	R24.6.20
C号第81回	20年	175	0.964	100	R4.7.25	R24.7.25
C号第82回	20年	120	0.841	100	R4.8.22	R24.8.22
C号第83回	20年	95	0.967	100	R4.9.22	R24.9.22
C号第84回	20年	75	1.134	100	R4.10.24	R24.10.24
C号第85回	20年	95	1.269	100	R4.11.18	R24.11.18
C号第86回	20年	95	1.192	100	R4.12.20	R24.12.19
C号第87回	20年	185	1.453	100	R5.1.24	R25.1.23
C号第88回	20年	110	1.424	100	R5.2.21	R25.2.20

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第89回	20年	95	1.378	100	R5.3.27	R25.3.27
D号第73回	20年	200	0.792	100	R4.4.22	R24.4.22
D号第74回	20年	150	0.797	100	R4.5.25	R24.5.23
D号第75回	20年	150	0.816	100	R4.6.21	R24.6.20
D号第76回	20年	100	0.964	100	R4.7.25	R24.7.25
D号第77回	20年	150	0.841	100	R4.8.22	R24.8.22
D号第78回	20年	100	0.967	100	R4.9.22	R24.9.22
D号第79回	20年	100	1.134	100	R4.10.24	R24.10.24
D号第80回	20年	100	1.269	100	R4.11.18	R24.11.18
D号第81回	20年	100	1.192	100	R4.12.20	R24.12.19
D号第82回	20年	100	1.453	100	R5.1.24	R25.1.23
D号第83回	20年	150	1.424	100	R5.2.21	R25.2.20
D号第84回	20年	100	1.378	100	R5.3.27	R25.3.27

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

令和4年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	0	862	0.529	R5.5.29～ R6.3.15
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	3,995	4,403	0.150	R6.4.4～ R22.3.16

償還方法：満期一括返済

④公営競技納付金の概況

令和4年度における公営競技納付金（令和3年度開催分に基づく納付金）は、199億97百万円でした。
 なお、納付団体数は87団体で、公営競技の開催権を有する団体（令和3年度：191団体）の45.5%でした。
 最近の公営競技納付金等の推移は以下のとおりです。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公営競技納付金(百万円)	4,949	6,996	9,041	13,691	19,997
地方公共団体健全化基金(百万円)	920,287	920,287	920,287	920,287	923,873
公営競技開催権を有する団体数	191	191	191	191	191
納付団体数	52	59	60	86	87

(2) 当事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,179億円となりましたが、その大部分は貸付金利息等の資金運用収益2,014億円です。また、経常費用は1,162億円となりましたが、その大部分は債券利息等の資金調達費用1,096億円です。

この結果、経常利益は1,017億円となりました。

また、特別利益として法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額500億円と、旧公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額30億円、土地の売却による固定資産処分益1億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額688億円及び法附則第14条の規定に基づく国庫納付金500億円を計上しています。

この結果、当事業年度の当機構全体の当期純利益は360億円となりました。

(当事業年度の資産等の状況)

資産の部は、貸付金等の24兆5,563億円、負債の部は、債券等の24兆1,623億円、純資産の部は、地方公共団体出資金等3,939億円となりました。

負債の部のうち地方公共団体健全化基金の残高は、35億円増加し、9,238億円となりました。これは、公営競技納付金の額が、基金運用益を充当した残りの利下げ補てん所要額を上回ったことによるものです。地方公共団体健全化基金の残高が増加するのは、平成24年度末以来、10期ぶりのこととなります。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは9億円の増、投資活動によるキャッシュ・フローは1,728億円の増、財務活動によるキャッシュ・フローは300億円の減となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は4,973億円となりました。

（自己査定・財務審査結果）

当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

令和４年度末自己査定結果

自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	(単位：百万円) 銀行法及び金融再生法に 基づく債権
破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0
実質破綻先 0		
破綻懸念先 0		危険債権 0
0		要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
----- 要注意先 ----- 1,630 (0.01%)		
正常先 5,457 (0.02%)		
非区分 (地方公共団体) 23,298,724 (99.97%)	非分類 23,305,813 (100.00%)	正常債権 23,305,813 (100.00%)
総計 23,305,813	総計 23,305,813	総計 23,305,813

- (注) 1. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は貸出金及び未収利息です（金額は令和４年度末）。
2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
3. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第３位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。
4. 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第３号）が令和４年３月３１日から施行されたことに伴い、「銀行法に基づくリスク管理債権」及び「金融再生法に基づく開示債権」を「銀行法及び金融再生法に基づく債権」として記載しています。

健全化判断比率に基づく令和４年度末貸付残高の分類

財政健全化法の健全化判断比率（令和３年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する令和４年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	7,444	0.03%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
健全団体	1,777	82.31%	22,729,916	97.58%
都道府県及び市区町村 計 (A)	1,778	82.35%	22,737,360	97.61%
一部事務組合等 (B)	381	17.65%	555,755	2.39%
合計 (A+B)	2,159	100.00%	23,293,116	100.00%

（注）１．貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社への貸付残高は含みません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

２．「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

３．「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

４．貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第３位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、情報システム関連投資等を中心に合計 98 百万円（ほかソフトウェア 475 百万円）の投資を行いました。なお、当事業年度において、社宅等を中心に合計 515 百万円の除却・売却等を行いました。

当機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	475
事務所	東京都千代田区	器具備品	97
社宅	神奈川県横浜市青葉区	器具備品	1
社宅	東京都世田谷区	器具備品	1

（注） 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

当機構では、当事業年度において次の設備を売却しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
社宅	東京都世田谷区	土地	328
社宅	東京都世田谷区	建物	169
社宅	東京都世田谷区	建物付属設備	18
社宅	東京都世田谷区	器具備品	1

（注） 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	従業員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
当機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3, 108	1, 332	515	262	－	2, 109	88

- （注） 1. 上表の設備に関連する建物の年間賃借料は 246 百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品 247 百万円、その他 15 百万円です。
3. 上表にはソフトウェア 1,078 百万円は含みません。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当事業年度末現在において器具・備品 362 百万円、建物 1 百万円の改修を予定しております。また、ソフトウェア 2,489 百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

当機構の資本金は、法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和5年3月31日現在)

	団体数	出資金額（千円）
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

①機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ．機構の機関の基本説明

(代表者会議)

当機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者（３名）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、令和５年３月３１日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

(地方公共団体の代表者)

河野 俊嗣（宮崎県知事）（議長）

牛越 徹（長野県大町市長）

荒木 泰臣（熊本県嘉島町長）

(外部の学識経験者)

小幡 純子（日本大学大学院法務研究科（法科大学院）教授）

神野 直彦（東京大学名誉教授）

池田 晃治（株式会社ひろぎんホールディングス代表取締役会長）

(経営審議委員会)

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、令和５年３月３１日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

三谷 隆博（短資協会会長）（委員長）

鈴木 豊（学校法人青山学院常任監事・青山学院大学名誉教授）

勢一 智子（西南学院大学教授）

米田 保晴（信州大学名誉教授）

玉沖 仁美（株式会社紡代表取締役）

上崎 正則（前株式会社時事通信社取締役）

(会計監査人)

当機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられております。

(役員)

当機構は、法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

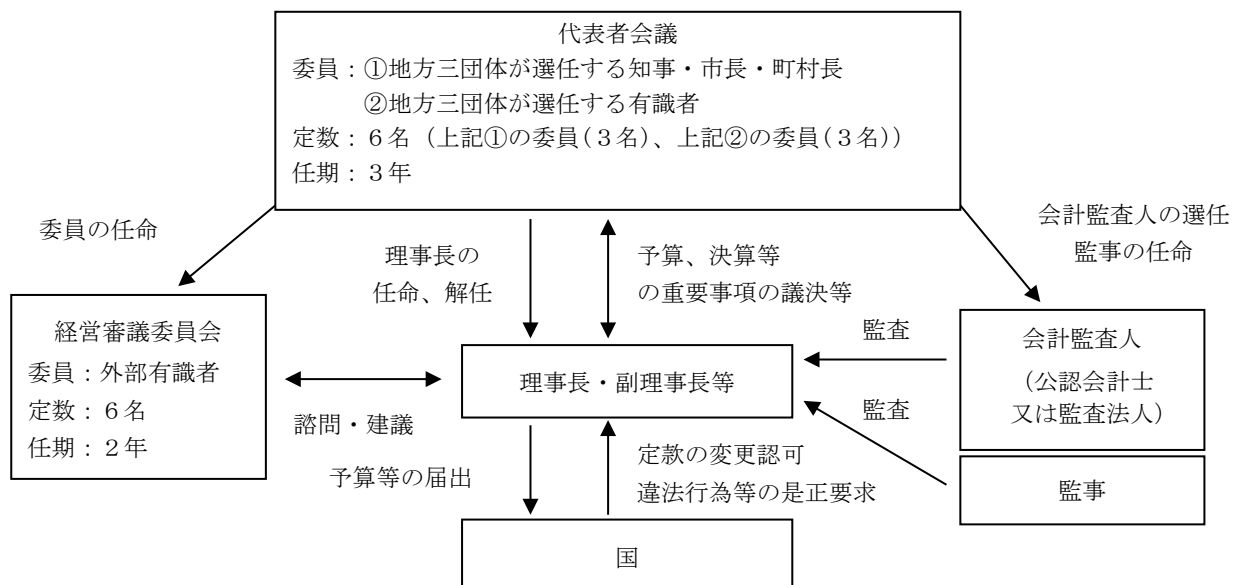
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

(総務大臣等の認可事項)

定款の変更については、法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



ロ．財務報告に係る内部統制の状況

当機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「财会省令」という。）に基づく内部統制報告制度を実施しております。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しております。

なお、令和 4 年度分の内部統制報告書においては、当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による内部統制監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（财会省令第 32 条第 2 項第 1 号の無限定適正意見）を得ております。

ハ、コンプライアンス

当機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・ 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・ 役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

このほか、機構の公共的使命にかんがみ、地方公共団体機構役職員倫理規程を定め、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

また、当機構では、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画（体制指導・研修の実施・マニュアル整備）等を実施しています。

②リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

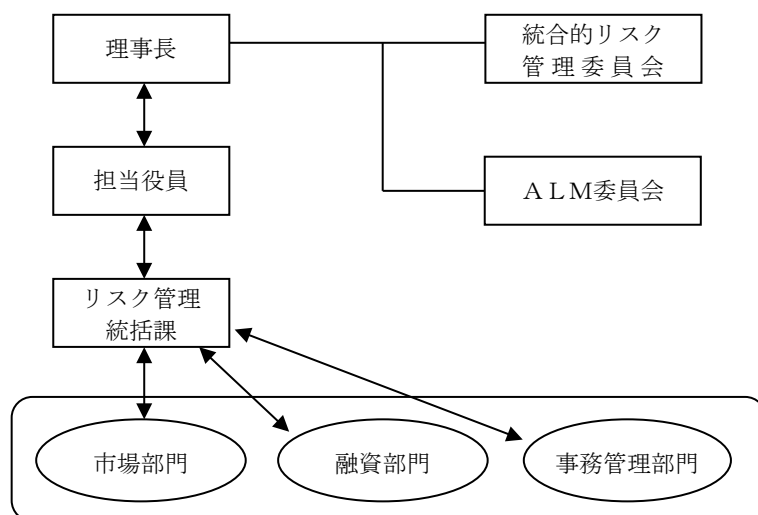
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（当機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理）

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に A L M 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。A L M 委員会では、シナリオ分析、V a R 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等の機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



(2) 【役員の状況】

男性6名、女性1名 (役員のうち女性の比率 一%)

(令和5年3月31日現在)

役名・職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理事長	佐藤 文俊	昭和31年10月6日生	昭和54年4月 自治省入省 平成24年9月 総務省自治財政局長 平成27年7月 総務審議官(自治行政担当) 平成28年6月 総務事務次官 平成29年10月 株式会社野村総合研究所顧問 令和2年8月 地方公共団体金融機構理事長(現職)	(注1)
副理事長	加藤 純一	昭和32年7月30日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 平成21年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成28年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ執行役専務グローバルマーケティングカンパニー長 令和2年4月 みずほ総合研究所株式会社取締役会長 令和3年4月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社顧問 令和3年10月 地方公共団体金融機構副理事長(現職)	(注2)
理 事	小山 哲司	昭和33年11月3日生	昭和57年4月 東京都入都 平成24年7月 東京都下水道局総務部長 平成27年4月 東京都オリンピック・パラリンピック準備局理事(大会準備調整担当) 平成30年4月 東京都下水道局長 平成31年4月 (公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会ゼネラル・コーディネーション・オフィサー 令和4年10月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)
理 事	岡本 登	昭和40年5月8日生	平成元年4月 大蔵省入省 平成26年7月 内閣府沖縄振興局総務課長 平成28年6月 東京税関総務部長 平成29年7月 預金保険機構検査部長 平成30年6月 東日本高速道路株式会社監査役 令和2年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	(注3)
監 事	瀬脇 一	昭和44年11月9日生	平成4年4月 自治省入省 平成21年8月 福井県総務部長 平成29年7月 地方公務員災害補償基金企画課長兼訟務課長 令和2年7月 地方公務員災害補償基金事務局長 令和4年4月 (公財)全国市町村研修財団審議役 令和4年10月 地方公共団体金融機構監事(現職)	(注3)
監 事 (非常勤)	大森 正明	昭和30年12月1日生	昭和54年4月 神戸市入庁 平成19年4月 神戸市建設局総務部長 平成21年4月 公立大学法人神戸市外国語大学理事 平成24年4月 神戸市環境局長 平成28年4月 (公財)神戸市スポーツ教育協会会長代行兼副会長 平成30年8月 地方公共団体金融機構監事(非常勤)(現職)	(注4)

(注1) 任期は3年、令和2年8月1日から令和5年7月31日までです。

(注2) 任期は3年、令和3年10月1日から令和5年9月30日までです。

(注3) 任期は2年、令和4年10月1日から令和6年9月30日までです。

(注4) 任期は2年、令和4年8月1日から令和6年7月31日までです。

(3) 【監査の状況】

①監事監査の状況

監事は、当機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

②内部監査の状況

当機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

③会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

15年

ハ. 業務を執行した公認会計士

伊 澤 賢 司 氏（継続監査年数5年）

細 野 和 也 氏（同4年）

橋 本 宜 幸 氏（同1年）

二. 監査業務に係る補助者の構成

当機構の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士試験合格者5名、その他6名です。

ホ. 監査法人の選定方針とその理由

会計監査人が、法第37条第4項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合するときは、代表者会議において会計監査人の解任を検討します。

④監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	24	8	27	8

(注) 1. 当機構における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等です。

2. 消費税及び地方消費税を除きます。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
当機構	—	4	—	—

(注) 1. 当機構における非監査業務の内容は、EY ストラテジー・アンド・コンサルティング(株)に次期システム更新の調達に係る第三者評価業務を委託したものです。

2. 消費税及び地方消費税を除きます。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

イ. 当事業年度における当機構の役員に対する報酬額は、105 百万円です。

ロ. 当事業年度末現在の役員の給与及び退職手当の支給基準は、以下のとおりです。

(給与)

給与の種類	支給基準等			
俸給	月額により支給			
	役職	俸給月額	役職	俸給月額
	理事長	1,175 千円	監事	761 千円
	副理事長	1,035 千円	非常勤役員(注)	197 千円
	理事	818 千円		
地域手当	俸給月額 × 0.20			
通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給			
期末手当及び勤勉手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4 及び第 19 条の 7 の規定に準じて支給			

(注) 非常勤役員については俸給のみの支給です。

(退職手当)

退職日における俸給月額 × 0.20 × 在職期間（月数）

第 5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当機構の財務諸表は、財会省令に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当機構は、法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)		当事業年度末 (令和5年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,550,819	94.83	23,300,200	94.88
有価証券		920,000	3.70	747,000	3.04
現金預け金		353,491	1.42	497,337	2.03
金融商品等差入担保金		812	0.00	1,016	0.00
その他資産		6,193	0.02	5,748	0.02
有形固定資産	1	2,572	0.01	2,795	0.01
無形固定資産		976	0.00	2,231	0.01
資産の部合計	3	24,834,865	100.00	24,556,329	100.00
(負債の部)					
債券		20,103,035	80.95	19,626,484	79.92
借入金		399,500	1.61	526,500	2.14
金融商品等受入担保金		147,451	0.59	171,013	0.70
その他負債		4,644	0.02	6,832	0.03
賞与引当金		59	0.00	54	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	8	0.00
退職給付引当金		64	0.00	74	0.00
役員退職慰労引当金		15	0.00	15	0.00
地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	923,873	3.76
基本地方公共団体健全化基金		920,287	3.71	923,873	3.76
特別法上の準備金等	4	2,891,692	11.64	2,907,523	11.84
金利変動準備金		2,200,000	8.86	2,200,000	8.96
公庫債権金利変動準備金		682,675	2.75	701,566	2.86
利差補てん積立金		9,017	0.04	5,957	0.02
負債の部合計		24,466,761	98.52	24,162,382	98.40
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		298,035	1.20	334,114	1.36
一般勘定積立金		298,035	1.20	334,114	1.36
評価・換算差額等		△ 4,342	△ 0.02	△ 14,579	△ 0.06
管理勘定利益積立金		57,808	0.23	57,808	0.24
純資産の部合計		368,104	1.48	393,946	1.60
負債及び純資産の部合計		24,834,865	100.00	24,556,329	100.00

②【損益計算書】

科目	注記番号	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)		当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		235,867	100.00	217,989	100.00
資金運用収益		222,071		201,415	
役務取引等収益		76		71	
その他業務収益		15		81	
その他経常収益		13,703		16,420	
地方公共団体健全化基金受入額		13,691		16,410	
その他の経常収益		11		10	
経常費用		125,548	53.23	116,212	53.31
資金調達費用		118,786		109,678	
役務取引等費用		294		282	
その他業務費用		3,081		2,424	
営業経費		3,385		3,826	
経常利益		110,319	46.77	101,776	46.69
特別利益		43,697	18.53	53,192	24.40
固定資産処分益		-		133	
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	40,000		50,000	
利差補てん積立金取崩額		3,697		3,059	
特別損失		121,754	51.62	118,890	54.54
公庫債権金利変動準備金繰入額		81,754		68,890	
国庫納付金	2	40,000		50,000	
当期純利益	1	32,263	13.68	36,079	16.55

③【純資産変動計算書】

I 前事業年度

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	265,772	265,772	282,374	437	57,808	340,621
当期変動額							
当期純利益	-	32,263	32,263	32,263	-	-	32,263
出資者資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△4,780	-	△4,780
当期変動額合計	-	32,263	32,263	32,263	△4,780	-	27,482
当期末残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104

II 当事業年度

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	298,035	298,035	314,637	△4,342	57,808	368,104
当期変動額							
当期純利益	-	36,079	36,079	36,079	-	-	36,079
出資者資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△10,236	-	△10,236
当期変動額合計	-	36,079	36,079	36,079	△10,236	-	25,842
当期末残高	16,602	334,114	334,114	350,716	△14,579	57,808	393,946

④【キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		32,263	36,079
減価償却費		495	511
資金運用収益		△ 222,071	△ 201,415
資金調達費用		118,786	109,678
賞与引当金の増減額(△は減少)		0	△ 5
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		-	△ 1
退職給付引当金の増減額(△は減少)		12	10
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△ 5	0
地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)		△ 13,691	△ 16,410
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		81,754	68,890
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 3,697	△ 3,059
貸付金の純増(△)減		△ 406,430	250,618
債券の純増減(△)		△ 308,649	△ 477,336
借入金の純増減(△)		105,500	127,000
資金運用による収入		222,793	201,860
資金調達による支出		△ 118,238	△ 108,678
その他		111,819	13,231
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 399,361	973
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		3,458,300	2,741,500
有価証券の取得による支出		△ 3,785,300	△ 2,568,500
有形固定資産の取得による支出		△ 21	△ 145
無形固定資産の取得による支出		△ 249	△ 534
有形固定資産の売却による収入		-	555
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 327,271	172,875
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 40,000	△ 50,000
公営競技納付金による収入		13,691	19,997
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 26,308	△ 30,002
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△ 752,940	143,846
VI 現金及び現金同等物の期首残高		1,106,432	353,491
VII 現金及び現金同等物の期末残高		353,491	497,337

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	41 年～47 年	その他	2 年～20 年
----	-----------	-----	----------

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、機構利用のソフトウェアについては、5 年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

当機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 2020 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第 38 条第 1 項、第 3 項、法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、財令省令第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

旧公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

14. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

追加情報

国庫納付について

法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、令和 5 年度及び令和 6 年度の 2 年間で総額 1,800 億円を国に納付することとなりました。令和 5 年度においては、「令和 4 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省・財務省令第 1 号）による改正後の「令和 5 年度及び令和 6 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 2 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、同準備金 1,500 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

(重要な会計上の見積り関係)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「(貸借対照表関係) 2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「(金融商品関係) 1. (3) [1] ①貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、当機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
953 百万円	999 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

法第40条第2項の規定に基づき、当機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
地方公共団体金融機構債券等の額	20,103,035 百万円	19,626,484 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

（損益計算書関係）

1. 当期純利益の勘定別内訳

項目	前事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)
一般勘定	32,263 百万円	36,079 百万円
管理勘定	一百万円	一百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前事業年度 (自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)
省令	「令和 3 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和 3 年総務省・財務省令第 4 号）による改正後の「令和 3 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 2 年総務省・財務省令第 1 号）	「令和 3 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」（令和 4 年総務省・財務省令第 2 号）による改正後の「令和 4 年度から令和 6 年度までにおける地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 2 年総務省・財務省令第 1 号。以下「国帰属省令」という。）
金額	400 億円	500 億円

（収益認識基準関係）

当機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど当機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

当機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、当機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、当機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等の当機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1] 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

当機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、当機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA (Credit Support Annex) と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2] 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、当機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、当機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

当機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、当機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

- ・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成30年度から令和4年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、以下のとおり公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされております。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

- ・地方交付税の総額確保のため、令和5年度に1,000億円
- ・森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円
- ・上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から令和5年度までの6年間で総額15億円以内

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

当機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

当機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
金利が10ベース・ポイント高い場合	29,584百万円減少	27,521百万円減少
金利が10ベース・ポイント低い場合	29,985百万円増加	27,891百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果を ALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	6,319 百万円減少	5,727 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	6,383 百万円増加	5,780 百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、当機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,550,819	24,209,869	659,049
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	920,000	920,000	—
(3) 現金預け金	353,491	353,491	—
(4) 金融商品等差入担保金	812	812	—
資産計	24,825,123	25,484,172	659,049
(1) 債券	20,103,035	20,372,729	269,694
(2) 借入金	399,500	398,522	△977
(3) 金融商品等受入担保金	147,451	147,451	—
負債計	20,649,986	20,918,702	268,716
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

当事業年度末（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,300,200	23,626,650	326,449
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	747,000	747,000	—
(3) 現金預け金	497,337	497,337	—
(4) 金融商品等差入担保金	1,016	1,016	—
資産計	24,545,554	24,872,004	326,449
(1) 債券	19,626,484	19,553,561	△72,923
(2) 借入金	526,500	525,123	△1,376
(3) 金融商品等受入担保金	171,013	171,013	—
負債計	20,323,997	20,249,697	△74,300
デリバティブ取引（*）			
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	取引先金融機関か ら提示された価格 によっている。
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,979,994	1,733,986	※3	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	14,000	—	※3	
合計			2,013,994	1,753,986		

当事業年度末 (令和5年3月31日現在)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	2,005,257	1,570,017	※3	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	10,000	—	※3	
合計			2,035,257	1,590,017		

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,832,862	1,778,906	1,721,508	1,654,724	1,575,726	6,594,968	6,644,476	1,682,848	64,796
有価証券 満期保有目的 のもの	920,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	353,491	—	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度末 (令和5年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,802,401	1,761,538	1,716,614	1,648,313	1,573,696	6,506,316	6,563,314	1,681,801	46,201
有価証券 満期保有目的 のもの	747,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	497,337	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度末 (令和4年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,142,677	2,335,910	2,012,996	2,015,037	1,367,846	6,047,001	3,778,644	284,500	122,000
借入金	—	86,200	83,400	88,000	104,500	33,800	3,600	—	—

当事業年度末 (令和5年3月31日現在)

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405	5,555,523	4,080,144	304,000	122,000
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000	20,800	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当なし

（2）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
（1）貸付金	—	—	24,209,869	24,209,869
（2）有価証券 満期保有目的のもの	—	920,000	—	920,000
（3）現金預け金	—	353,491	—	353,491
（4）金融商品等差入担保金	—	812	—	812
資産計	—	1,274,303	24,209,869	25,484,172
（1）債券	—	20,372,729	—	20,372,729
（2）借入金	—	398,522	—	398,522
（3）金融商品等受入担保金	—	147,451	—	147,451
負債計	—	20,918,702	—	20,918,702
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

当事業年度末（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
（1）貸付金	—	—	23,626,650	23,626,650
（2）有価証券 満期保有目的のもの	—	747,000	—	747,000
（3）現金預け金	—	497,337	—	497,337
（4）金融商品等差入担保金	—	1,016	—	1,016
資産計	—	1,245,353	23,626,650	24,872,004
（1）債券	—	19,553,561	—	19,553,561
（2）借入金	—	525,123	—	525,123
（3）金融商品等受入担保金	—	171,013	—	171,013
負債計	—	20,249,697	—	20,249,697
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、決算日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占める割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類しております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 債券

当機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用され则认为される利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないことから、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用され则认为される利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用され则认为される利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用され则认为される利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
該当なし

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末（令和4年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	920,000	920,000	—
	小計	920,000	920,000	—
合計		920,000	920,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

当事業年度末（令和5年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	747,000	747,000	—
	小計	747,000	747,000	—
合計		747,000	747,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

[1] ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

[2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

[3] ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
期首における退職給付引当金	52 百万円	64 百万円
退職給付費用	22 百万円	18 百万円
退職給付の支払額	2 百万円	1 百万円
制度への拠出額	<u>7 百万円</u>	<u>7 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>64 百万円</u>	<u>74 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	196 百万円	189 百万円
年金資産	<u>△186 百万円</u>	<u>△174 百万円</u>
	10 百万円	15 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>54 百万円</u>	<u>59 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64 百万円</u>	<u>74 百万円</u>
退職給付引当金	<u>64 百万円</u>	<u>74 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>64 百万円</u>	<u>74 百万円</u>

(3) 退職給付に関連する損益

項目	前事業年度末 (令和4年3月31日現在)	当事業年度末 (令和5年3月31日現在)
簡便法で計算した退職給付費用	22 百万円	18 百万円

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度

(令和4年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	18,611,519	4,939,300		23,550,819
有価証券	920,000			920,000
現金預け金	353,491			353,491
金融商品等差入担保金	812			812
その他資産	3,260	2,932		6,193
有形固定資産	2,572			2,572
無形固定資産	976			976
一般勘定貸		600,043	△ 600,043	
資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865
負債の部				
債券	15,313,128	4,789,906		20,103,035
借入金	399,500			399,500
金融商品等受入担保金	147,451			147,451
その他負債	1,776	2,868		4,644
賞与引当金	59			59
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	64			64
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	600,043		△ 600,043	
特別法上の準備金等	2,200,000	691,692		2,891,692
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		682,675		682,675
利差補てん積立金		9,017		9,017
負債の部合計	19,582,337	5,484,467	△ 600,043	24,466,761
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	298,035			298,035
一般勘定積立金	298,035			298,035
評価・換算差額等	△ 4,342			△ 4,342
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	310,295	57,808		368,104
負債及び純資産の部合計	19,892,632	5,542,276	△ 600,043	24,834,865

Ⅱ 当事業年度

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,153,208	4,146,992		23,300,200
有価証券	747,000			747,000
現金預け金	497,337			497,337
金融商品等差入担保金	1,016			1,016
その他資産	3,336	2,411		5,748
有形固定資産	2,795			2,795
無形固定資産	2,231			2,231
一般勘定貸		601,213	△ 601,213	
資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△ 601,213	24,556,329
負債の部				
債券	15,643,892	3,982,591		19,626,484
借入金	526,500			526,500
金融商品等受入担保金	171,013			171,013
その他負債	4,140	2,691		6,832
賞与引当金	54			54
役員賞与引当金	8			8
退職給付引当金	74			74
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
基本地方公共団体健全化基金	923,873			923,873
管理勘定借	601,213		△ 601,213	
特別法上の準備金等	2,200,000	707,523		2,907,523
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		701,566		701,566
利差補てん積立金		5,957		5,957
負債の部合計	20,070,788	4,692,807	△ 601,213	24,162,382
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	334,114			334,114
一般勘定積立金	334,114			334,114
評価・換算差額等	△ 14,579			△ 14,579
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	336,137	57,808		393,946
負債及び純資産の部合計	20,406,925	4,750,616	△ 601,213	24,556,329

- (注) 1. 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、法附則第 13 条第 1 項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第 3 項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金
損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第 39 条第 1 項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第 13 条第 8 項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。
3. 一般勘定貸、管理勘定借
法附則第 13 条第 4 項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

I 前事業年度

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	124,505	116,609	△ 5,246	235,867
資金運用収益	110,310	111,760		222,071
役務取引等収益	76			76
その他業務収益	15			15
その他経常収益	13,703			13,703
地方公共団体健全化基金受入額	13,691			13,691
その他の経常収益	11			11
管理勘定事務受託費	398		△ 398	
一般勘定貸受取利息		5	△ 5	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,843	△ 4,843	
経常費用	92,242	38,553	△ 5,246	125,548
資金調達費用	81,002	37,784		118,786
役務取引等費用	199	94		294
その他業務費用	2,839	242		3,081
営業経費	3,352	33		3,385
管理勘定借支払利息	5		△ 5	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,843		△ 4,843	
一般勘定事務委託費		398	△ 398	
経常利益	32,263	78,056	-	110,319
特別利益	-	43,697	-	43,697
公庫債権金利変動準備金取崩額		40,000		40,000
利差補てん積立金取崩額		3,697		3,697
特別損失	-	121,754	-	121,754
公庫債権金利変動準備金繰入額		81,754		81,754
国庫納付金		40,000		40,000
当期純利益	32,263	-	-	32,263

Ⅱ 当事業年度

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	125,769	96,771	△ 4,552	217,989
資金運用収益	108,891	92,524		201,415
役務取引等収益	71			71
その他業務収益	81			81
その他経常収益	16,420			16,420
地方公共団体健全化基金受入額	16,410			16,410
その他の経常収益	10			10
管理勘定事務受託費	305		△ 305	
一般勘定貸受取利息		3	△ 3	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		4,243	△ 4,243	
経常費用	89,823	30,940	△ 4,552	116,212
資金調達費用	79,124	30,553		109,678
役務取引等費用	207	74		282
その他業務費用	2,424			2,424
営業経費	3,819	7		3,826
管理勘定借支払利息	3		△ 3	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	4,243		△ 4,243	
一般勘定事務委託費		305	△ 305	
経常利益	35,945	65,830	－	101,776
特別利益	133	53,059	－	53,192
固定資産処分益	133			133
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		3,059		3,059
特別損失	－	118,890	－	118,890
公庫債権金利変動準備金繰入額		68,890		68,890
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,079	－	－	36,079

⑤【附属明細書】

当事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,196	-	186	1,010	495	20	515
土地	1,659	-	327	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	669	784	1	1,452	504	118	947
有形固定資産計	3,525	784	515	3,795	999	139	2,795
無形固定資産							
ソフトウェア	1,816	475	216	2,075	997	372	1,077
その他の無形固定資産	2	1,153	2	1,153	-	-	1,153
無形固定資産計	1,819	1,628	219	3,229	997	372	2,231

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第35回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月23日 ～令和2年1月21日	3,305,000	2,815,000 (680,000)	0.001 ～0.977	10年
政府保証債（国内債） 8年第4回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成27年7月30日 ～平成29年2月24日	220,032	220,019 (100,000)	0.001 ～0.311	8年
政府保証債（国内債） 6年第18回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成28年5月30日 ～平成28年10月28日	200,036	-	0.001	6年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第13回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和3年8月26日	220,388	220,262	0.001	4年
非政府保証公募債 5年第21回～第32回地方公共団体金融機構債券	平成29年4月20日 ～令和4年12月20日	135,000	137,000 (20,000)	0.001 ～0.249	5年
非政府保証公募債 第35回～第166回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月20日	3,375,000	3,200,000 (415,000)	0.049 ～1.006	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第103回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和5年1月23日	1,890,000	2,020,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第16回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和4年10月21日	180,000	200,000	0.446 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F 2 ～ 6、8 ～ 1 1、1 3 ～ 1 4、1 6、2 4、 2 8 ～ 2 9、3 7、4 2 ～ 4 3、4 5 ～ 4 7、 4 9、5 1 ～ 5 2、5 4 ～ 5 6、5 9 ～ 6 8、 7 1 ～ 7 3、7 5 ～ 8 0、8 2 ～ 8 5、 8 7 ～ 9 0、9 2 ～ 9 3、9 5 ～ 9 8、 1 0 0 ～ 1 0 9、1 1 2、1 1 5 ～ 1 2 5、 1 2 7 ～ 1 3 4、1 3 6 ～ 1 3 9、 1 4 2 ～ 1 4 3、1 4 5 ～ 1 5 2、 1 5 5 ～ 1 6 4、1 6 6 ～ 1 6 9、 1 7 2 ～ 1 7 9、1 8 1 ～ 2 1 0、 2 1 3 ～ 2 4 3、2 4 5 ～ 2 5 0、 2 5 2 ～ 2 7 0、2 7 2 ～ 2 7 6、 2 7 8 ～ 2 9 8、3 0 0 ～ 3 1 0、 3 1 7 ～ 3 1 9、3 2 5、3 2 9 ～ 3 3 3、 3 3 8 ～ 3 4 5、3 4 8 ～ 3 6 9、 3 7 1 ～ 4 0 0、4 0 3 ～ 7 3 3 回 地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和5年3月31日	3,303,546	3,402,175 (283,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券 (変動利付)	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～44、47～49、54、57～58、6 1～98、100～101回地方公共団体金融機構 債券	平成26年5月1日 ～令和5年2月22日	1,977,602	1,999,004 〔12,529百万米ドル〕 〔1,564百万豪ドル〕 〔3,880百万ユーロ〕 (435,075)	0.010 ～5.092	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	-	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A号第27回～第158回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月19日 ～令和5年3月27日	2,110,000	1,960,000 (300,000)	0.069 ～1.020	10年
縁故債 B号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	541,500	641,500	0.069 ～0.834	10年
縁故債 C号第1回～第89回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和5年3月27日	715,500	845,500	0.190 ～1.453	20年
縁故債 D号第1回～第84回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和5年3月27日	890,000	1,040,000	0.190 ～1.453	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	19,173,606	18,814,191	-	-
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,979	84,982	2.07 ～2.29	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,979	84,982	-	-
政府保証債（国内債） 15年第4回～第5回公営企業債券	平成19年4月24日 ～平成19年7月18日	64,999	-	2.0 ～2.2	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,908	519,932 (99,995)	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,921	189,927	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	19,620	17,450 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
公営企業債券小計	-	844,449	727,310	-	-
合 計	-	20,103,035	19,626,484	-	-

(注) 1. 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等19,626,484百万円の一般担保に供しております。

2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～49、54、57～58、61～98、100～101回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。

3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。

4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,335,910	2,012,996	2,069,380	1,367,846	1,782,405

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	86,200	0.529	令和5年5月29日～ 令和6年3月15日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	399,500	440,300	0.150	令和6年4月4日～ 令和22年3月16日
合 計	399,500	526,500	-	-

(注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	86,200	83,400	88,000	104,500	140,000

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	59	54	59	-	54
役員賞与引当金	10	8	10	-	8
退職給付引当金	64	18	1	7	74
役員退職慰労引当金	15	9	6	1	15

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	682,675	68,890		50,000	-	701,566
合 計	2,882,675	68,890	-	50,000	-	2,901,566

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	19,997	-	16,410	-	923,873
合 計	920,287	19,997	-	16,410	-	923,873

(注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。

2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（令和5年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸 付 金	23,483,686	23,300,200	△ 183,485	
有 価 証 券 及 び 現 金 預 け 金	992,573	1,244,337	251,764	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	1,713	1,016	△ 697	
そ の 他 資 産	5,128	5,748	620	
有 形 固 定 資 産 及 び 無 形 固 定 資 産	6,354	5,026	△ 1,327	
資 産 合 計	24,489,454	24,556,329	66,875	
債 券	19,703,525	19,626,484	△ 77,040	
借 入 金	474,000	526,500	52,500	
金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	81,357	171,013	89,656	
そ の 他 負 債	4,069	6,832	2,763	
賞 与 引 当 金	-	54	54	
役 員 賞 与 引 当 金	-	8	8	
退 職 給 付 引 当 金	-	74	74	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	-	15	15	
地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	923,873	3,585	
基 本 地 方 公 共 団 体 健 全 化 基 金	920,288	923,873	3,585	
特 別 法 上 の 準 備 金 等	2,907,472	2,907,523	51	
金 利 変 動 準 備 金	2,200,000	2,200,000	-	
公 庫 債 権 金 利 変 動 準 備 金	701,519	701,566	47	
利 差 補 て ん 積 立 金	5,953	5,957	4	
負 債 合 計	24,090,711	24,162,382	71,671	
地 方 公 共 団 体 出 資 金	16,602	16,602	0	
利 益 剰 余 金	324,761	334,114	9,353	
一 般 勘 定 積 立 金	324,761	334,114	9,353	
評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 428	△ 14,579	△ 14,151	
管 理 勘 定 利 益 積 立 金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	398,744	393,946	△ 4,797	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,489,454	24,556,329	66,875	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- (1) 貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- (2) 有価証券及び現金預け金は、貸付額が予定を下回ったことによる増
- (3) 有形固定資産及び無形固定資産は、土地の売却等による減
- (4) 債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- (5) 借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- (6) 金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- (7) その他負債は、未払金が増えたことによる増
- (8) 基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- (9) 一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- (10) 評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

損益計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経 常 収 益	206,919	217,989	11,070	
資 金 運 用 収 益	196,838	201,415	4,577	
貸 付 金 利 息	196,427	200,165	3,738	
有価証券利息及び預け金利息	0	67	67	
金利スワップ受入利息	-	1,017	1,017	
そ の 他 の 受 入 利 息	411	165	△ 245	
役 務 取 引 等 収 益	71	71	0	
そ の 他 業 務 収 益	-	81	81	
そ の 他 経 常 収 益	10,010	16,420	6,410	
地方公共団体健全化基金受入額	10,000	16,410	6,410	
そ の 他 の 経 常 収 益	10	10	0	
経 常 費 用	113,604	116,212	2,608	
資 金 調 達 費 用	106,508	109,678	3,170	
債 券 利 息	105,849	108,811	2,962	
借 入 金 利 息	659	787	128	
金利スワップ支払利息	-	79	79	
役 務 取 引 等 費 用	268	282	14	
そ の 他 業 務 費 用	2,467	2,424	△ 42	
営 業 経 費	4,361	3,826	△ 534	
人 件 費	964	893	△ 70	
業 務 費	2,135	1,745	△ 389	
そ の 他 の 営 業 経 費	1,262	1,187	△ 74	
経 常 利 益	93,315	101,776	8,461	
特 別 利 益	53,099	53,192	93	
固 定 資 産 処 分 益	-	133	133	
公庫債権金利変動準備金取崩額	50,034	50,000	△ 34	
利 差 補 て ん 積 立 金 取 崩 額	3,064	3,059	△ 4	
特 別 損 失	119,109	118,890	△ 218	
金 利 変 動 準 備 金 繰 入 額	-	-	-	
公庫債権金利変動準備金繰入額	69,075	68,890	△ 184	
国 庫 納 付 金	50,034	50,000	△ 34	
当 期 純 利 益	27,304	36,079	8,775	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- （1）貸付金利息は、金利が想定を上回ったこと等による増
- （2）金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増
- （3）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
- （4）債券利息は、金利が想定を上回ったこと等による増

(関係規程)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号)(抜粋)

(適用)

第 2 条 機構の財務及び会計の処理に関しては、地方公共団体金融機構法(平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」という。)、同法に基づく命令他関係法令その他機構の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規程(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(年度決算)

第 38 条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行い、決算報告書、事業報告書及び次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 純資産変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 附属明細書

2 前項各号に掲げる財務諸表に関する作成責任者は、管理部長とする。

3 決算報告書の作成方法については、理事長が別に定めるところによる。

決算報告書作成基準(令和 2 年 3 月 26 日決定)

地方公共団体金融機構会計規程(平成 20 年 8 月 1 日地公機規程第 4 号。以下「会計規程」という。)第 38 条第 3 項の規定に基づき決算報告書の作成方法を次のとおり定める。

1 決算報告書

地方公共団体金融機構法(以下「法」という。)第 36 条第 1 項及び第 2 項の規定により総務大臣に提出するため、決算報告書を作成する。決算報告書は、予算額と決算額を併記する形式とし、別記様式により作成する。

2 記載事項

決算報告書の「予算額」の欄には法第 34 条第 1 項の規定により作成する予算の区分に従い金額を記載する。また、「決算額」の欄には法第 36 条第 1 項の規定により作成した財務諸表の科目に従い金額を記載する。ただし、下表に掲げる区分の決算額については、それぞれに定める内容の金額を記載するものとする。

(1) 貸借対照表

区分	内容
有価証券及び現金預け金	貸借対照表の「有価証券」と「現金預け金」の合計額
有形固定資産及び無形固定資産	貸借対照表の「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額

(2) 損益計算書

区分	内容
貸付金利息	長期貸付金利息、短期貸付金利息及びその他の貸付金利息の合計額
有価証券利息及び預け金利息	長期国債利息、短期国債利息、地方債利息、譲渡性預金利息、政府保証債利息、その他の証券利息、普通預金利息、定期預金利息及び外貨預金利息の合計額
金利スワップ受入利息	金利スワップに係る受入利息
その他の受入利息	「貸付金利息」、「有価証券利息及び預け金利息」及び「金利スワップ受入利息」以外に受け入れた利息の合計額
債券利息	国内債券利息及び国外債券利息の合計額
借入金利息	長期借入金利息、短期借入金利息及びその他の借入金利息の合計額
金利スワップ支払利息	金利スワップに係る支払利息
その他の支払利息	「債券利息」、「借入金利息」及び「金利スワップ支払利息」以外に支払った利息の合計額
人件費	役員給、職員給料、職員諸手当及び法定福利費の合計額
業務費	損益計算書の「営業経費」から「人件費」及び「その他の営業経費」を差し引いた額
その他の営業経費	租税公課、賠償償還及び払戻金、減価償却費及び退職給付費用の合計額

3 注記事項

別記様式には、当基準に準拠して作成している旨を記載すること。

また、予算額と決算額の差額が 10 億円以上の区分については、その理由を記載すること。

附 則

この基準は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

別記様式(略)

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（令和5年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

①資産の部

現金預け金	銀行への預け金 497,337 百万円です。
その他資産	未収収益 5,637 百万円（未収貸付金利息 5,612 百万円その他）、その他の資産 110 百万円（差入保証金 107 百万円その他）です。

②負債の部

その他負債	未払費用 4,320 百万円（未払債券利息 4,117 百万円その他）、その他の負債 2,502 百万円（未払金 2,499 百万円その他）その他です。
-------	--

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第6【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<https://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年5月29日

地方公共団体金融機構

理事長 佐藤 文俊 殿

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊澤 賢司
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	細野 和也
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋本 宜幸
--------------------	-------	-------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。 ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。 当事業年度において、繰延ヘッジ損益△14,579 百万円が貸借対照表に計上されている。 資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 (1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u> デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況の評価した。 (2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u> 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手 ・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討 ・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討 (3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u> 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。 ・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることの検討 ・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討 ・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも

	のとなっていることの検討 (4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u> ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。 ・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画を閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問 ・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討 (5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u> 金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討 ・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討 ・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜決算報告書監査＞

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不

正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 29 条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和 5 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和 5 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上